

— マイナンバー制度がスタートします。 —

第23回

マイナンバー制度活用 利用が始まっています。

(株) GIMS <http://www.gims.co.jp> 特定社会保険労務士 小倉 絵里

⁽¹⁾ マイナンバーは個人番号と言われることもあります。

⁽²⁾ 特定個人情報は個人番号をその内容に含む個人情報です。(番号法2条)

【利活用推進ロードマップ】

平成29年3月に総務省より「マイナンバーカードの利便性を高める為の取組について、内容を具体化すると共に検討のスケジュールや実現の時期を明確にする観点から」マイナンバーカードの利活用推進ロードマップが公表されました。

このロードマップには

- (1) マイナンバーカード・公的個人認証サービス等の利用範囲の拡大
- (2) マイナポータルの利便性向上
- (3) アクセス手段の多様化

について、平成28年から平成30年以降のフェーズに分けて具体的な運用やサービスの取組内容が掲載されています。このロードマップは定期的に進捗状況を点検し、必要に応じて見直しを実施されることから、随時更新されていくものと思われます。マイナンバーの国民生活との関わり方について確認できる資料として今後も活用できそうです。それでは具体的に確認をしていきます。

(1) のマイナンバーカード・公的個人認証サービス等の利用範囲の拡大では、以下の①～③の項目についてロードマップの方向性が取上げられています。

① 身分証等としての利用

既に平成28年4月からマイナンバーカードが国家公務員等の職員証として利用が開始されていて、同年11月に地方公共団体の職員証や民間企業の社員証、入退館証としての利活用検討を要請し、導入を

推進している事が記載されています。また、機関ごとで作成していた身分証等（職員証・社員証等）についてマイナンバーカードを入管ゲート等にかざして入退管理を行う事等を推奨しています。まだ、一般企業ではこのような入退管理対応が取られているケースはほとんどない為、身近に感じる事ができないところですが既に国家公務員について利用が開始されている事から、地方公務員についても随時要請がなされ、対応が取られるのではないのでしょうか。

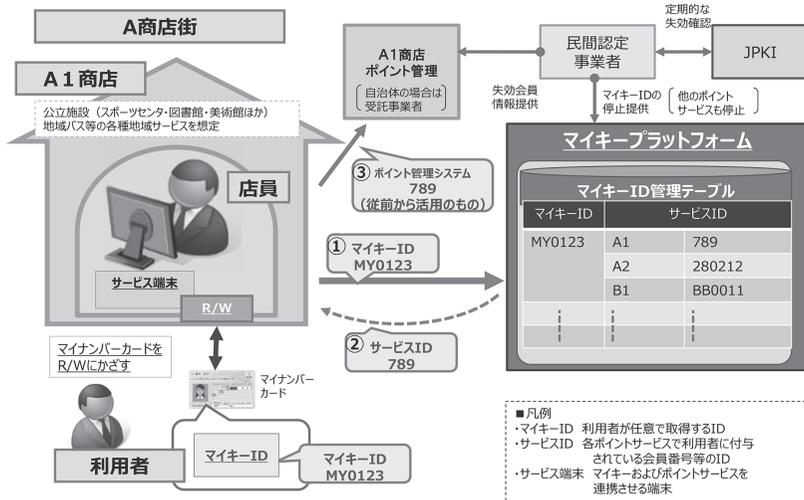
平成28年11月に経済団体に対し、本人確認手段としての利活用検討を要請しており、平成29年以降も引き続き活用の働きかけが行われる事、希望者にはマイナンバーカードへ旧姓併記をし、平成28年から住民基本台帳法施行令等の改正作業・システム改修などの準備が進められている事（平成30年度以降に速やかに施行できるよう）も明記されています。

② 行政サービスにおける利用

以前ご紹介しましたが、マイナンバーカードを利用して住民票や戸籍等の証明書を最寄りのコンビニで取得する事が可能となっています。今後もアクションプログラムに基づき、未導入団体の参加促進が行われていきます。また、行政サービスにおける利用では、既に一部の地方自治体でサービスが開始されている印鑑登録証や図書館カードとしての活用が今後も推進されます。各自治体における利用促進と共に、マイキープラットフォームを構築し、公立図書館（1,350自治体）の図書館カード活用、地域産物等購入への地域経済応援ポイント活用等実施していくとされています。

マイキープラットフォームとはマイナンバーカー

マイキープラットフォーム利用のイメージ (素案)



(図) マイキープラットフォーム利用のイメージ

ドのマイキー部分 (ICチップの空きスペースと公的個人認証の部分で、国や地方自治体といった公的機関だけでなく、民間でも活用できるもの) を活用して、マイナンバーカードを公共施設や商店街などに係る各種サービスを呼び出す共通の手段とするための共通情報基盤です。これを利用して行政の効率化や地域経済の活性化につながる具体的道筋を明らかにするマイキープラットフォーム構想もあります。

(図)

<マイキープラットフォーム構想検討の前提>

マイキープラットフォーム構想の検討は、以下の留意点を前提としています。

- ◇マイナンバー法で規定された、税・社会保障・災害にしか使えないマイナンバーの部分とは無関係であること。
 - ◇マイキーIDは、希望する者が自ら作成できるものとする。
 - ◇マイナンバーカードやマイキープラットフォームには、マイキーIDを搭載するが、図書の貸出し履歴や物品の購入履歴等の情報は保有できないこと。
 - ◇マイキーの行政窓口や店頭での活用においては、カードリーダーを利用し、行政窓口職員や店員等にはカードを手渡すことはないこと。
- また、海外における各種官民サービス等の継続利

用も検討されています。平成31年度中の実現に向け、海外転出後の公的個人認証機能継続に関する公的個人認証法の改正について、合わせて検討がなされているところです。2020年の東京オリンピックの開催に向けて、よりスピードを増すと思われますので、今後も注視すべき点といえます。

そしてもう一つ、行政サービスにおける利用では、政府調達において、企業の代表者から委任を受け

た担当者が、マイナンバーカードを利用して入札書や契約書に電子署名を行った場合にその権限を証明する「電子委任状」の普及促進も示されています。政府調達において、経済産業省本省の競争入札は、29年1月の入札公告からすべて電子入札が可能になる等、政府電子調達システム (GEPS) が進んでいます。これは、政府が行う、「物品・役務」及び「一部の公共事業」に係る一連の調達手をインターネット経由で電子的に行う府省共通のシステムですが、今後マイナンバーカードを利用した電子調達システムの普及は急速に整備されると思われます。特に政府調達に関わる企業では、情報の収集と利用環境の整備を検討頂きたいところです。今回は引き続き、マイナンバーカード・公的個人認証サービス等の利用範囲の拡大の項目の3つ目、民間サービスにおける利用を確認していきますが、医療機関との連携も既に実験が開始されています。

マイナンバーカードはまだまだ必要ない!と話をしていた方が、「家族にいわれてマイナンバーカードを申請しましたよ」という声も増えてきたように感じています。ネット社会の情報スピードは大変な速さです。「それって何?」とならない様、マイナンバー情報について随時確認をしていきましょう。

参考: 総務省HP「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」マイキープラットフォーム構想の概要